

中央環境審議会大気・騒音振動部会の運営方針について

平成27年6月9日
大気・騒音振動部会長決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。）第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について（平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。）7の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会の運営方針について、次のとおり定める。

I. 部会の運営方針について

部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

1. 会議の公開及び出席者について

総会決定1（1）①の規定に基づき会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

2. 会議録等について

- (1) 総会決定2（1）②の規定に基づく会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）から明示の了承を得ることとし、その後、速やかに公開するものとする。
- (2) 総会決定2（3）①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。
- (3) 総会決定2（3）①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (4) 総会決定2（3）②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開するものとする。

II. 小委員会及び専門委員会の運営方針について

部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。

参考：中央環境審議会議事運営規則（抜粋）

（会議の招集）

第一条 会長は、中央環境審議会（以下「審議会」という。）の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

（会長）

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

（小委員会）

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

（会議録）

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

参考：中央環境審議会令（平成五年十一月十九日政令第三百七十二号）（抜粋）

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。